

蛇崎庄屋文書「奉願口上書」

「覚」つづりについて (一)

——「奉願口上書」——

はじめに

だいぶ以前、現在大入島小学校の教頭をされている肥川素行先生から、蛇崎に古文書のあることを知らされていた。そして先般その古文書を肥川先生の御世話で見せていただく機会を得ることが出来た。古文書は黒ずんだ杉材のやや長方形をした箱に納められていた。古文書はこよりできちんと綴られた物・巻紙風の物等多種多様で、数にして数十点はあった。貴重な資料なので一度に全部をという訳にはいかないので何回かに分けて拝見させてもらうことにした。今回そのうちの一つに就いて何とかまとめることが出来たので紹介していくことにした。

橋 本 一 雄

(会員・佐伯市蟹田)

資料について

今回紹介する資料は、半紙を半分に折った状態に書かれている「奉願口上書」「覚」等のつづりである。その総枚数は四七枚で、その文書の年号は天保十五(弘化元)年より嘉永四年に至る八年間のものである。一枚一枚を紙こよりで重ねてつづってあり、大体年号順に続いている。この四七枚の年号別枚数とその内容割合は第一表のとおりであった。(一枚の紙に二つ書いてある場合それを別々のものとして数えたので文書枚数四七より三つ多い五十となっている。)年代別に文書の数に大きな差が見られるが、これだけが当時役所等へ差し出された文書

第一表

年号別文書数		文書の種類		数	
天保(弘化元) 15	10通	1	奉願口上書	29	
弘化	2	9	覚	11	
		3	奉差上種子扱御請証文	2	
		4	仕上御免相御請証文	1	
弘化(嘉永元)	5	6	養子書替一札の事	1	
嘉永	2	8	奉差上御銀拝借願	1	
		3	4	7 仕上船目録之事	1
		4	5	8 奉願とも覚とも書いてない	4
計	50		計	50	

年次別「奉願口上書」29通の内訳

	年次	「奉願口上書」の内容	「願奉」人数
1	天保 15	勢州 参 官 願	11人
2	〃	肥後清正公参詣願	3人
3	〃	上木挽職 就職願	1人
4	〃	別府への入湯願	4人
5	〃	小船への焼印拝願	1人
6	〃	金毘羅 参詣願	1人
7	〃	馬口労職 就職願	1人
8	〃	開地を屋敷地へする願	1人
9	弘化 2	肥後清正公参詣願	5人
10	〃	中木挽職 就職願	1人
11	〃	桶屋 職 就職願	1人
12	〃	肥後清正公参詣願	1人
13	弘化 3	屋敷地へすることへの願	1人
14	〃	綿打 職 就職願	1人
15	〃	綿打 職 廃業願	1人
16	〃	金毘羅 参詣願	2人
17	〃	借米無利足返上願	3人(地方三役)
18	〃	佐賀関大神宮参詣願	8人
19	弘化 4	上木挽職 廃業願	1人
20	弘化 5	地目付 辞職願	1人
21	嘉永元	四国巡拝願	3人
22	〃	肥後清正公参詣願	3人
23	〃	中木挽職 上木挽職廃業願	各1人
24	嘉永 2	名前変更願	1人
25	〃	大工職 中木挽職就職願	各1人
26	〃	肥後清正公参詣願	1人
27	〃	肥後清正公参詣願	1人
28	〃	日州生目八幡宮参詣願	4人
29	嘉永 3	綿打 職 廃業願	4人

の控えではなく、まだ他にもあったことが十分考えられる。(他の一枚ごとになっている文書の検討を終えていない)従ってこの数についてはこだわる必要は余り無いと考えられる。とすると「文書の種類数」にもそのことが関係してくるので、今回はこの文書つづりそのものだけを検討の対象とした。そして紹介するものは「奉願口上書」二九通の内容としたのである。

## 本文

「奉願口上書」二九通を年次別に表に現わしてみた。これを見て第一に気付くのは参詣願の多いことである。(十一通、四国巡拝願も含めると十二通)そしてこの十二通の半分の六通は肥後清正公参詣願となっている。その一つを紹介する。

### 奉願口上書

蛇崎百姓

庄蔵

同

音蔵

同

吉兵衛

右之者共立願御座候 = 付肥後清正公参詣仕度  
奉願候右願之通被為 仰付被下候はば難有

仕合可奉存候依奉願候如件

天保十五辰年二月十三日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

長右衛門

同頭百姓

三平

進上

(以下古文書はすべて原文のまま)

「清正公詣」に就いて能本市史(三八二頁)は次のように記している。

本妙寺(清正公靈廟)今の繁昌は文化の中比ちごよりの事なり。其以前は、旅人の参詣は稀にして、他の人も今の三分一も詣人無かりし也。文化年中に二百年の御法会ありて、本堂等再興其節より俄に詣人多く繁昌にて

俗に御国産第一と言は旅より金銀を取込事夥しき故。

奉願口上書

蛇崎百姓

雅藏

文化年間中頃から盛んになったこの清正公詣である。蛇崎村に残る資料ではその年代から余り遠くない天保年間に清正公詣が行われていることを見る時、「清正公詣」

右之者立願御座候ニ付讚州金毘羅宮江参詣仕度

奉願候尤大江灘代藏船ニ而便船仕今晚乗船

仕度奉願候右願之通被為 仰付被下候はば難有

仕合可奉存候依奉願候処如件

天保十五年五月廿二日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

長右衛門

同頭百姓

三平

動きを天保十五（弘化元）年に限ってみても勢州参宮願の十一人、清正参詣願三人、金毘羅参詣願一人、計十五名を数える。

進上

三平

文化七年の蛇崎村戸数三三戸、人口一八四名（「佐伯志」佐藤蔵太郎著、一三六頁）ということから考えると、この人数はかなりの比重を占めるといえよう。ある程度の

奉願口上書

蛇崎

弁藏

同人

女房

経済的ゆとりを背景として行われたと考えられるが、この点については後日機会をみて検討したい。参詣願文書を参考のため二つ紹介しておきたい。

同娘

とり

同てい

右之者共立願御座候ニ付日州生目八幡宮江參詣仕度

奉願候右願之通被為 仰付被下候はば難有仕合ニ

可奉存候依奉願候処如件

嘉永二酉年十二月九日

蛇崎 庄屋

甚右衛門

地目付

長右衛門

頭百姓

三平

(この資料には最後の部分に書く「進上」は書かれてい  
なかつた。なおこの弁蔵一家については後年一つの出来  
事のため登場しているが、これに関しては次回に譲りた  
い。)

「奉願口上書」残りのうち十通は木挽職就業願、廃業  
願に見られるように職業関係である。これについて見て  
いきたい。

奉願口上書

蛇崎百姓

由蔵

壹人 上木挽

右之者為渡世是迄中木挽職仕候処

此度上木挽御札奉願候尤御運上銀之儀者

御定之通年々無滯上納可仕候右願之通被

為 仰付被下候はば難有仕合可奉存候

依奉願候処如件

天保十五辰年二月廿九日

蛇崎庄屋

(黒印)

甚右衛門 ④

同地目付

長右衛門 ④

同頭百姓

三平 ④

進上

奉願口上書

蛇崎百姓

壹人 綿打 吉蔵

同

壹人 同 雅蔵

同

壹人 同 音蔵

同

壹人 同 代蔵

右者は迄綿打職仕候処此度右職

相止メ申度奉願候尤当年中御運上銀

之儀者上納皆済可仕上候右願之通被為

仰付被下候はば難有仕合可奉存候依奉願候

処如件

嘉永三戊年十二月廿五日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

長右衛門

同頭百姓

三平

進上

これ等十通の文書から当時の蛇崎村に木挽職、馬口労働、桶屋職、大工職、綿打職に従事する人達のいたことが分る。木挽職廃業願を出した人達は弘化四年の場合「病身ニ罷成」という理由からであり、嘉永元年では「右之者共年罷寄右職難仕御座候ニ付相止申度奉願」だったのである。弘化三年の「綿打職就業願」と「廃業願」は同一人から出されたもので、何か事情があつて就業願を出したが直ちに廃業願をすることになったのであろう。（年月日が同年月日となっている）

嘉永三年の綿打職廃業願は四名の者が同時にやめるというものである。先に紹介した文書に見られるとおり「右者は迄綿打職仕候処」やめたいというのだから、かなりの事情があつたのであろう。その事情を明らかにする資料は現在のところ見当たらない。推測して一つ考えられることは同年（嘉永三年）大風雨に見舞われ大きな被害を受けたからではないかということである。

（蛇崎庄屋文書の中に「奉差上種子粃御請証文之事」というのがあり、ここで「去戊（嘉永三年のこと）秋大風雨ニ付田方毛上相痛種子粃無御座候」という文面が見られる。これによつてもその年の被害の様子が察せられる。）

以上で二九通のうち二二通の内容紹介を終えた。残り七通に就いては、その中の二通だけ文面を紹介することで終りたい。というのも一通、一通が独立した文書でありその中には他の資料を検討する中で考察しなければならぬものもあり(例↓「借米無利足返上願」)また「屋敷地へすることへの願い」(二通)のようにそれだけの文書もあるからである。

奉願口上書

蛇崎百姓善五郎家内

久蔵

同 源左衛門家内

作太郎

同 仁太郎 家内

きみ

同 治三郎 家内

志も

右之者共痛所御座候ニ付別府入湯仕度奉願候

尤当村久四郎船江便船仕明後六日乗船仕度

奉願候右願之通被為 仰付被下候はば

難有仕合可奉存候依奉願候処如件

天保十五年三月四日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

長右衛門

同頭百姓

三平

進上

奉願口上書

当村地目付亀蔵儀此度長右衛門与

名替仕度奉願候右願之通被為

仰付被下候はば難有仕合可奉存候依而

奉願候処如件

嘉永二酉年二月十一日

蛇崎庄屋

甚右衛門

同地目付

亀蔵

同頭百姓

三平

進上

(以下六六頁下段に続く)